

福山市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長及び福山市上下水道事業管理者から通知があったので、同項の規定により公表します。

2025年（令和7年）3月26日

福山市監査委員	小葉竹	靖
福山市監査委員	日下	真吾
福山市監査委員	早川	佳行
福山市監査委員	宮本	宏樹

2024年度（令和6年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局

指 摘 事 項	措 置 内 容
松永支所 松永地域振興課 北部支所 北部地域振興課 東部支所 東部地域振興課 神辺支所 神辺地域振興課 報償費の支出について 各地域振興課においては、地域のまちづくり活動や生涯学習の推進、住民の交流促進等を目的として、所管の交流館等において実施する事業における講師謝礼等を報償費として支出している。 [指摘事項] ① 報償費の支出負担行為に当たっては、財政合議が行われていないものがあったため、福山市予算規則に基づき、適正に処理されたい。 ② 北部地域振興課において、報償費の支払遅延が見受けられたため、事業実施状況の確認を漏れなく行うなど、適切な事務執行体制とされたい。	[指摘事項] ① 報償費の支出負担行為の処理については、2024年（令和6年）12月25日に開催したまちづくり推進課及び各地域振興課の会議において、福山市予算規則に基づき適正な処理を行うことを改めて確認し、文書をもって共有した。これにより、2025年（令和7年）1月以降の報償費の支出負担行為に当たっては、必要な財政合議を行っている。引き続き適正な事務処理に努める。 ② 報償費の支出事務については、2025年（令和7年）1月以降から複数人による事業実施状況の確認と交流館からの連絡を徹底し、マニュアルに記載し引き継ぐことにより、支払遅延の防止体制を整えた。引き続き適正な事務処理に努める。

2024年度（令和6年度）監査における指摘事項の措置通知

上下水道局 経営管理部

指 摘 事 項	措 置 内 容
上下水道総務課 職員健康管理業務について 当該業務は、職員の職場における労働の安全と健康の保持増進を図ることを目的とし、健康診断業務、産業医業務、メンタルヘルス相談業務、作業環境測定業務等を委託により実施するものである。 2022年度（令和4年度）から3年間の長期継続契約を締結しており、業者選定に当たっては、一般競争入札により実施している。 [指摘事項] 履行確認及び支出に当たっては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき受注者の完了通知から10日以内に検査するとともに、完了認定及び検査に先行して支出の手続を行うことのないよう、適切に処理されたい。	[指摘事項] 履行確認及び支出については、事務処理手順を整理し、職場内で適正な事務処理を共有した上で、2024年（令和6年）12月以降、受注者から完了通知を受領後、10日以内に検査を行うとともに、完了認定後、検査に合格したのちに支出の手続を行うよう改めた。

2024年度（令和6年度）監査における指摘事項の措置通知

上下水道局 経営管理部

指 摘 事 項	措 置 内 容
管財契約課 古紙回収運搬業務について 当該業務は、上下水道局から排出されるダンボールや新聞紙などの古紙について、回収運搬業務を委託により実施し、資源化（売払）を行うものである。 業者選定に当たっては、予定価格が50万円を超えないことから、見積り合わせによる随意契約により実施している。 [指摘事項] 契約の締結に当たっては、財務経営課長への合議が行われていなかったため、福山市上下水道局会計規程に基づき、適正に処理されたい。	[指摘事項] 単価契約の締結については、福山市上下水道局会計規程に基づき、財務経営課長への合議を行うことについて、課内で周知を行うとともに、2025年度（令和7年度）契約の執行伺においては、財務経営課長へ合議を行った。

2024年度（令和6年度）監査における指摘事項の措置通知

上下水道局 経営管理部

指 摘 事 項	措 置 内 容
お客さまサービス課 水道料金等コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリ決済による収納について 当該事務は、水道料金等の納付の利便性や収納率の向上を目的とし、指定公金事務取扱者制度及び指定納付受託者制度を活用し、コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリ決済により水道料金等を収納するものである。 業者選定に当たっては、現行の収納システムに対応可能な業者と随意契約により実施している。 [指摘事項] 当該事務の実施に当たっては、関係法令等を十分確認し、活用する制度を整理されたい。なお、指定公金事務取扱者制度による場合は、地方公営企業法において準用する地方自治法に基づき、必要な告示等を行われたい。	[指摘事項] 2025 年度（令和 7 年度）の当該業務の実施については、関係法令（地方自治法、地方公営企業法）を十分確認した結果、指定納付受託者制度によるものとし、契約書を修正する等、必要な対応を行った。